

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年5月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900264号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000001号

## 第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間及び平成2年9月から平成3年2月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年4月から昭和62年3月まで  
② 平成2年9月から平成3年2月まで

国の記録では、請求期間①のうち、昭和61年10月及び同年11月は生活保護受給による法定免除と、それ以外の請求期間①及び②は未納とされているが、私は、生活保護を受けたことはなく、送付された納付書により請求期間①の保険料はA町役場に、請求期間②の保険料はB村(現在は、C市)の役場に、それぞれ定期的に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は生活保護を受給したことは無い旨主張しているところ、A町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和61年10月及び同年11月は生活保護法の生活扶助による法定免除期間として記録されており、D県は、請求者の生活保護について、受給期間を確認できる資料は無い旨回答していることから、請求者が当該期間において生活保護を受給していないことが確認できない。

また、上記国民年金被保険者名簿によると、昭和61年10月及び同年11月を含む請求期間①の保険料を納付していた形跡は見当たらない上、A町は、請求期間①当時の資料は無い旨回答していることから、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことが確認できない。

請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、当初、平成元年2月

10 日から平成3年3月1日までは国民年金の第3号被保険者として記録されていたところ、平成8年11月26日を資格処理年月日として、平成3年3月1日から平成2年9月29日に遡って国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていることが確認できることから、請求期間②は当該処理により未納期間となったものであり、上記資格処理年月日において、請求期間②の保険料は時効により保険料を納付することができない。

このほか、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900275号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000001号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年1月1日から昭和64年1月5日まで

私は、昭和62年12月にA社の社長であったB氏による採用面接を受け、昭和63年1月から同社に勤務していた。しかし、国の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和64年1月5日となっているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和62年12月にA社の社長であったB氏による採用面接を受けた旨主張しているところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本により、同氏は、昭和62年9月29日以降、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとB氏は、既に亡くなっていることが確認できる上、A社は、請求者に係る人事記録、賃金台帳、厚生年金保険の届出書(控)及び請求期間に係る厚生年金保険の納入告知書については保管期限経過のため廃棄している旨回答していることから、請求者の入社日、請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に対する照会で回答があった複数の者は、入社と同時に厚生年金保険に加入しなかった旨又は本人の希望により厚生年金保険に加入しないこともあった旨回答していることから、請求期間当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社はC健康保険組合に加入していたところ、同健康保険組合D支部から提出された請求者に係る適用台帳によると、請求者の同社における健康保険の資格取得年月日は昭和64年1月5日、喪失年月日は平成4年8月30日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社における請求者のオンライン記録によると、請求者の資格取得年月日が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900276号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000002号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年3月10日から昭和44年8月10日まで

私は請求期間にB県C市D地区のE商店又はE商会在が経営するF販売所に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。自分の名前が「G」と読み間違えられたり、実際の生年月日と相違する生年月日を使用したりしたこともあるが、H市の高校を卒業後、同市出身の友人と共にI大学の夜間学部に通いながら勤務したのは確かなので請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は請求期間当時、現在のC市D地区\*-\*-\*に所在したE商店又はE商会在が経営するF販売所に勤務した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間当時、同地に所在したとするE商店及びE商会在が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。また、オンライン記録及び履歴事項全部証明書により請求期間当時、同地に所在したことが確認できるA社の元事業主(以下「元事業主」という。)は、自身の父がE商店の店主であったとし、同商店は同地に所在したものの請求者は父が経営する同商店ではなく、自身が経営する同社のF販売所に勤務していた旨回答している。さらに、請求期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が請求者は同社のF販売所に勤務していた旨回答していることから、請求者は同社のF販売所に勤務していたと認められる。

しかしながら、元事業主は、A社における請求者の人事資料及び賃金台帳等の関係資料は無い旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認することができない。

また、請求者は、同郷の友人と同じ大学の夜間学部に通いながらD地区\*-\*-\*のF販売所に勤務したとしており、当該友人も、請求者と同じ勤務内容及び雇用形態でF販売所に勤務した旨陳述しているところ、当該友人には、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。また、請求者と同様に夜間学部に通いながらF販売所に勤務したとする複数の同僚のうち、一人は厚生年金保険に加入するかどうか聞かれた旨、ほかの一人は自身がアルバイトとして入社後けがをしてから社会保険に入れてもらった旨陳述していること等から、請求期間当時、A社においては、大学等の夜間学部に通いながら勤務した者について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿によると、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険証（厚年整理）番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、自分の名前が読み間違えられたり、実際の生年月日と相違する生年月日を使用したりしたこともあった旨主張していることから、複数の氏名及び生年月日でオンライン検索を行ったが、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

なお、元事業主は、A社と同地に所在していたのはE商会ではなくE商店であり、同商店は個人経営の事業所で厚生年金保険には加入していない旨回答している上、請求期間に同商店の店主だった父は既に死亡しており、同商店に係る資料も保有していない旨回答していることから詳細を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900277号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000003号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年5月から昭和41年3月まで

私は、請求期間において、C市に所在したD社に勤務し、同事業所から同市E町に所在したF社G工場に派遣され、綿の梱包の仕事をしていましたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同じように働いていた同僚にはD社の厚生年金保険被保険者記録があるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、C市内に所在したD社に勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち二人は、請求期間後ではあるものの、A社B営業所(昭和45年7月17日にH社に名称変更、以下「D社」という。)に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、請求者が勤務していたとする事業所は、同社であると認められる。

また、請求者がD社と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち所在が確認できる者及び昭和35年2月1日から昭和41年9月21日までの期間にD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できる者に対して照会を行ったところ、複数の者が、D社はF社G工場の下請けで、人材派遣のような形態でD社の従業員がF社G工場で作業していたとしており、請求者はD社に勤務し、F社G工場で作業していた旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者はD社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、D社における雇用保険の加入記録は確認できない。また、閉鎖登記簿謄本によると、D社は既に解散している上、オンライン記録によると、同社の元代表取締役は既に死亡していることが確認できる。さらに、閉鎖登記簿謄本により、D社の解散時の取締役であることが確認できる者のうち所在が確認できる一人（以下「元取締役」という。）に照会を行ったところ、元取締役は、D社は父親が経営していたが、父親は既に亡くなっている上、廃業により資料は保管していないため、請求者の在籍を確認できない旨回答している。これらのことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者がD社において一緒に勤務をしていたとして名前を挙げている同僚のうち、請求者がD社の厚生年金保険の被保険者記録があるとしている者を含む複数の者は、請求期間後に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に名前が見当たらない者が複数いることから、請求期間当時、D社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和35年2月から昭和41年9月までの期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、F社G工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和39年1月から昭和41年4月までの期間に同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。